

【事業実施の背景】

- 岡山県の空き家率は全国でも高い水準
- 山間部を中心に高齢化率が極めて高く、特養への入所や市街地への住み替えによって空き家となり、その後の管理が不十分なケースも少なくない
- 活用可能な空き家がある一方で、高齢者や障害者等の住宅確保要配慮者の住まいの確保は難しい

【事業の特徴】

- 高齢者や障害者等の住宅確保要配慮者の住まいの確保を支援するNPO法人と宅建協会、居住支援協議会を中心に、福祉、行政等、地域の多様な団体や専門家が連携
- 住まいの管理・活用から、住宅確保要配慮者の住まいの確保、入居後の困りごとへの相談まで、ワンストップで相談対応

総合相談窓口

相談窓口の設置場所

住まいと暮らしのサポートセンターおかやま

相談対象者

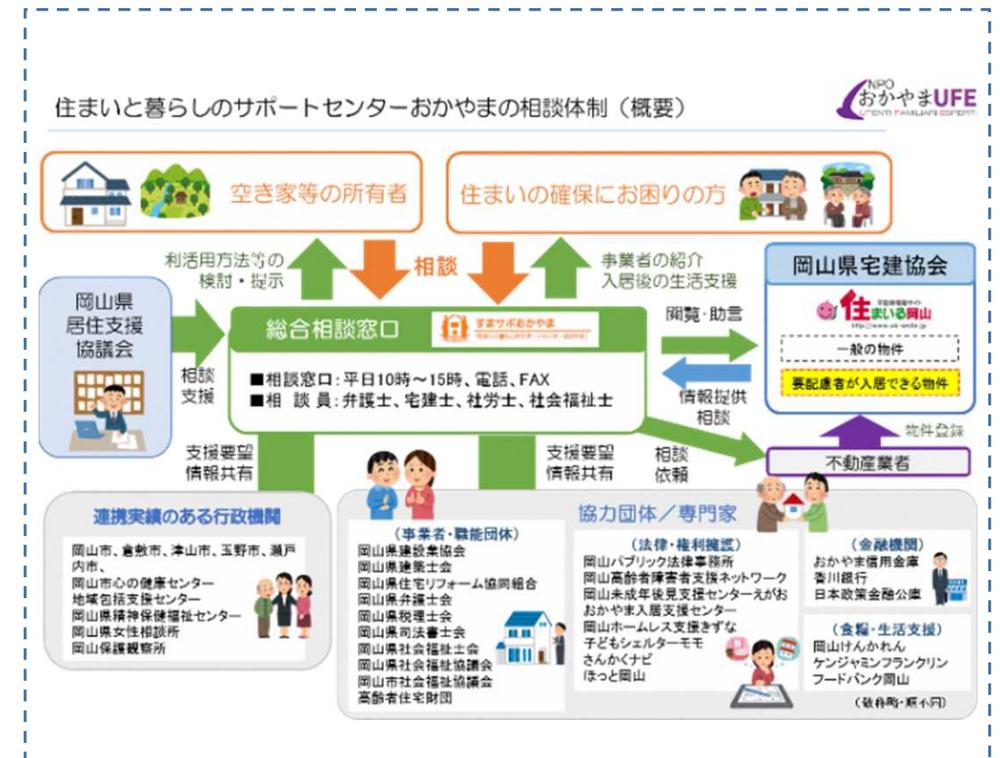
- 高齢等により適切に空き家等の管理・有効活用ができない者
- 高齢者や障害者等であることを理由として住まいが確保できずにいる者 等

特徴

- 宅建士、弁護士、社会保険労務士、社会福祉士等の資格をもつ相談員が相談対応
- 内容に応じて、宅建協会や社協の他、医療機関、金融機関、行政等の団体・専門家と連携して支援

その他のモデル的な取組

- 「住宅」と「福祉」の関係団体(県宅建協会、市社協、NPO法人)の相互交流による無料相談会を実施



事業実績(令和元年度)

■ 総合相談窓口

対象地域内に所在する個人住宅等の所有者からの相談	2件
対象地域内への住替又は移住検討者からの相談	63件
地域内で事業を実施しようとする利活用検討者からの相談	1件
その他	14件

■ 住まいと暮らしの無料相談会 相談件数10件

事業の成果

- 愛媛県居住支援協議会が主催する講演会において、法人の取組紹介を行うなど、他地域への横展開を実施することができた
- 相談会を通して、それぞれが対応できる範囲など、住宅部局と福祉部局の相互理解が深まった

今後の課題

- 住宅確保要配慮者の住まいの確保・提供に協力的な不動産業者は限定的であり、普及啓発や不動産事業者の不安解消に資する取組みを通じて、引き続き、裾野の拡大が必要
- 相談者が抱える課題が重層化・多角化しており、多様な相談内容に相談員がワンストップで対応するための専門性の確保が必要

今後の事業展開

- 居住支援法人として指定を受け、居住支援協議会の相談窓口事業を受託し、運営していく予定
- 不動産業者側の立場や商慣習等について福祉部局の理解を促すため、「福祉事業者向け」住宅確保要配慮者入居円滑化マニュアルを作成する